

月刊基金

Monthly KIKIN 第60巻 第5号

5

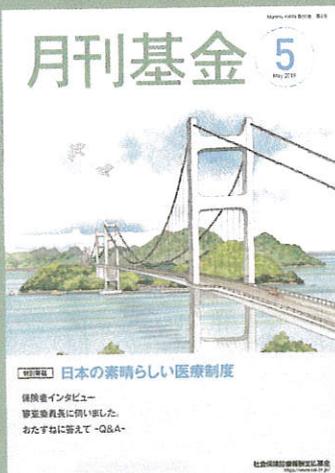
MAY 2019

社会保険診療報酬支払基金 基本理念

私たちの使命

私たちは、国民の皆様信頼される専門機関として、診療報酬の「適正な審査」と「迅速な支払」を通じ、国民の皆様にとって大切な医療保険制度を支えます。

今月の表紙



来島海峡大橋（愛媛県）
表紙イラスト 永吉 秀司

鳴門海峡、関門海峡と並び昔から海の難所として名高い来島海峡に架かる全長4kmの来島海峡大橋は、スレンダーな姿が美しい世界初の三連吊橋です。

広島県尾道市と愛媛県今治市を結ぶ瀬戸内しまなみ海道の最も四国側に位置し、瀬戸内海の絶景を楽しめる空中サイクリングの基点としてサイクリストの聖地ともいわれています。

CONTENTS

2

特別寄稿

日本の素晴らしい医療制度

医療法人平成博愛会 博愛記念病院 理事長 武久 洋三



5

医学のはなし 知っておきたい病気の豆知識 連載118回

子宮筋腫 診断と管理の考え方

藤間病院（埼玉県）院長 清水 謙

6

保険者インタビュー

「健康経営銘柄」を5年連続で取得するなど、会社と健保組合が連携しコラボヘルスによる「健康経営」のトップランナーを実現

花王健康保険組合を訪ねて

10

審査委員長に伺いました。

審査を通して日本の医療保険制度を守っているという自負をもっています

神奈川県社会保険診療報酬請求書審査委員会 審査委員長 田口 進

12

おたずねに答えて - Q & A -

15

クローズアップ ～支払基金の職員を紹介します～

職員パフォーマンスを最大限に発揮させる審査事務分担

～「実績の向上」「適正な審査」へ～

宮城支部審査業務部審査業務第2課 審査業務第2係第1班長 熊田 英明

16

保険請求の基礎知識

22

医療保険等の動き・マンスリーノート

24

支払基金における審査状況（平成31年1月審査分）

26

医療費の動向 診療報酬等確定状況（平成31年1月診療分）

28

支払基金が受託している医療費助成に係る事業内容の更新について

29

インフォメーション

保険請求の基礎知識

知識

今回は①「高気圧酸素治療を算定した場合の「摘要」欄への「記載事項」について」②「経皮的動脈血酸素飽和度と呼吸器リハビリテーション料を併せて算定している場合について」③「歯周基本治療処置の算定について」④「加圧根管充填処置の算定について」⑤「同一傷病等での再入院に係る取扱い」を掲載します。

事例② 医科

経皮的動脈血酸素飽和度と呼吸器リハビリテーション料を併せて算定している場合について

診療報酬明細書 (医科入院外)		平成 31 年 4 月分 償額: 区: 1 医科 1 社保 1 単独 2 本外	
公費①	公費②	保険者番号	給付割合
記号・番号			
氏名	1 男 3 昭 3 9 . 1 2 . 生	保険医 機関 の所在 地及び 名称	
職上の事由		傷病 開始 日	1 日
傷病名	(1) 慢性閉塞性肺疾患 (2) 慢性呼吸不全	診 療 日 数	1 日
1 1 初診	× 回	(12) 再診料	72 × 1
1 2 再診	72 × 1 回	(60) 経皮的動脈血酸素飽和度	30 × 1
1 3 外来管理加算	× 回	(80) 呼吸器リハビリテーション料 (1) 1 単位	175 × 1
1 4 深夜・緊急 在宅患者訪問診療 その他	× 回	【疾患名】慢性閉塞性肺疾患 治療開始日 31 年 3 月 12 日 実施日数 1 日	
5 0 麻酔			
6 0 検査	1 回		30
7 0 画像診断	回		
8 0 その他	1 回		175
請求点	277	一部負担金額	円
請求点		※高額療養費	円
請求点		※公費負担点数①	点
請求点		※公費負担点数②	点

経皮的動脈血酸素飽和度については、平成30年3月5日付け厚生労働省通知保医発0305第1号「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(以下、「通知」という。)の別添1に「呼吸器リハビリテーション料の所定点数には、区分番号「D200」から「D204」までに掲げる呼吸機能検査等、区分番号「D223」経皮的動脈血酸素飽和度測定及びその他のリハビリテーションに付随する諸検査及び呼吸機能訓練と同時にを行った区分番号「J024」酸素吸入の費用が含まれる。」と示されています。

【通知 平成30年3月5日付け厚生労働省通知保医発0305第1号】

別添1 (抜粋) 医科診療報酬点数表に関する事項 第2章 特掲診療料 第7部 リハビリテーション 第1節 リハビリテーション料 H003 呼吸器リハビリテーション料 (1)~(2) 略 (3) 呼吸器リハビリテーション料の所定点数には、	区分番号「D200」から「D204」までに掲げる呼吸機能検査等、区分番号「D223」経皮的動脈血酸素飽和度測定及びその他のリハビリテーションに付随する諸検査及び呼吸機能訓練と同時にを行った区分番号「J024」酸素吸入の費用が含まれる。 (4)~(9) 略
---	--

本事例については、経皮的動脈血酸素飽和度と呼吸器リハビリテーション料(1)が併せて算定されています。当該検査の費用は、通知の「H003 呼吸器リハビリテーション料の(3)」に示されているとおり、呼吸器リハビリテーション料の所定点数に含まれることから算定できませんので、ご注意ください。

事例① 医科

高気圧酸素治療を算定した場合の「摘要」欄への「記載事項」について

診療報酬明細書 (医科入院外)		平成 31 年 4 月分 償額: 区: 1 医科 1 社保 1 単独 2 本外	
公費①	公費②	保険者番号	給付割合
記号・番号			
氏名	1 男 3 昭 3 7 . 0 9 . 生	保険医 機関 の所在 地及び 名称	
職上の事由		傷病 開始 日	(1) 平 3 1 . 0 3 . 1 9
傷病名	(1) 減圧症	診 療 日 数	1 日
1 1 初診	× 回	(12) 再診料	73 × 1
1 2 再診	73 × 1 回	(40) 高気圧酸素治療(減圧症又は空気塞栓) 60分	5,000 × 1
1 3 医学管理	× 回	液体酸素・定置式炭化水素貯蔵(CE) 5000L 0.02円/L	
1 4 夜間 深夜・緊急 在宅患者訪問診療 その他	× 回	酸素補正率1.3(1気圧) 高気圧酸素加算 2.5気圧	33 × 1
2 0 1 内服薬	回		
2 0 2 外用薬	回		
2 0 3 注射薬	回		
2 0 4 点滴薬	回		
2 0 5 その他	回		
3 0 1 皮下筋肉内	回		
3 0 2 静脈内	回		
3 0 3 その他	回		
4 0 処置	2 回		5,033
5 0 麻酔			
6 0 検査			
7 0 画像診断			
8 0 その他			
請求点	5,106	一部負担金額	円
請求点		※高額療養費	円
請求点		※公費負担点数①	点
請求点		※公費負担点数②	点

高気圧酸素治療を算定した場合の「摘要」欄への「記載事項」については、平成30年3月26日付け厚生労働省通知保医発0326第5号「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について(以下、「診療報酬請求書等の記載要領」という。)の別表Iに示されています。

【通知 平成30年3月26日付け厚生労働省通知保医発0326第5号】

別表I 診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧(医科)(抜粋)

項番	区分	診療行為名称等	記載事項
324	J027	高気圧酸素治療	一連の治療における初回実施日及び初回からの通算実施回数(当該月に実施されたものを含む。)を記載すること。 (高気圧酸素治療の「1」を算定した場合) 減圧症又は空気塞栓が発症した月日を記載すること。 (高気圧酸素治療の「1」について、長時間加算を算定した場合) 高気圧酸素治療の実施時間を記載すること。

- ※ 「記載事項」欄における括弧書は、該当する場合に記載する事項であること。
- ※ 「記載事項」欄の記載事項は、特に記載している場合を除き、「摘要」欄へ記載するものであること。

本事例については、高気圧酸素治療(減圧症又は空気塞栓)が算定されています。当該処置料を算定した場合は、診療報酬請求書等の記載要領の別表I〔項番324〕に示されているとおり、「一連の治療における初回実施日及び初回からの通算実施回数(当該月に実施されたものを含む。)」及び「減圧症又は空気塞栓が発症した月日」を「摘要」欄に記載することが必要となりますので、ご注意ください。

事例⑥
DPC

同一傷病等での再入院に係る取扱い

同一傷病等での再入院に係る取扱いについては、平成30年3月20日付け厚生労働省通知保医発0320第3号「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」及び平成30年11月19日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡「疑義解釈資料の送付について（その9）」において、次のとおり示されています。

【通知 平成30年3月20日付け厚生労働省通知保医発0320第3号】

第3 費用の算定方法

1 診療報酬の算定

(7) 同一傷病等での再入院に係る取扱い

① DPC算定対象となる病棟等に入院していた患者（地域包括ケア入院医療管理料を算定する病床において診断群分類点数表によって算定する患者を含む。）が、当該病棟等より退院した日の翌日又は転棟した日から起算して7日以内にDPC算定対象となる病棟等（地域包括ケア入院医療管理料を算定する一般病棟の病床を含む。）に再入院（DPC算定対象とならない病棟へ転棟した後の再転棟及び当該保険医療機関と特別な関係にある保険医療機関に再入院した場合も含む。以下「再入院」という。）した場合について、次に該当する場合は、当該再入院は前回入院と一連の入院とみなすこととし、当該再入院の入院期間の起算日は初回の入院日とする。なお、退院期間は入院期間として算入しない（DPC算定対象とならない病棟への転棟期間は入院期間として算入する。）。

ア 直近のDPC算定対象となる病棟等に入院していた際の「医療資源を最も投入した傷病名」と再入院の際の「入院の契機となった傷病名」の診断群分類の上2桁が同一である場合又は直近のDPC算定対象となる病棟等に入院していた際の「医療資源を最も投入した傷病名」と再入院の際の「医療資源を最も投入した傷病名」の診断群分類の上6桁が同一である場合（以下「同一傷病」という。）

【平成30年11月19日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡「疑義解釈資料の送付について（その9）」】

医科診療報酬点数表関係（DPC）

同一傷病での再入院の取扱い

問3 7日以内の再入院であって、前回の入院と今回の入院の「医療資源を最も投入した傷病名」がそれぞれ、030011 唾液腺の悪性腫瘍、030012 上咽頭の悪性腫瘍のように、診断群分類の上6桁が03001xとして同一となる場合は、同一として一連の入院として取り扱うか。

(答) 一連の入院として取り扱う。

本事例については、7日以内に再入院した患者であって、直近の入院における「医療資源を最も投入した傷病名」は「C102中咽頭側壁癌」（診断群分類030013）、再入院の際の「医療資源を最も投入した傷病名」は「C770頸部リンパ節転移」（診断群分類030017）と異なりますが、診断群分類の上6桁「03001x」は一致しています。

平成30年3月20日付け厚生労働省通知保医発0320第3号に、直近のDPC算定対象となる病棟等に入院していた際の「医療資源を最も投入した傷病名」と再入院の際の「医療資源を最も投入した傷病名」の診断群分類の上6桁が同一である場合は、当該再入院は前回入院と一連の入院とみなすことと記載されており、平成30年11月19日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡に、診断群分類の上6桁が03001xとして同一となる場合は、同一として一連の入院として取り扱うと記載されておりますので、ご注意ください。



本件に関する通知の内容につきましては、左記の2次元バーコードから確認いただくことができます。

診療報酬明細書 (医科入院医療機関別包括評価用) 平成 31 年 04 月 分 県香

保険者番号: 1 医科 1 社保 1 単独 1 本入

氏名: 1男 3昭 27.11.14 生

分類番号: 03001x99x00x

診断群分類区分: 頭頸部悪性腫瘍 手術なし 手術・処置等2なし 定義副 傷病なし

傷病名: 中咽頭側壁癌 (ICD 10 C102)

今日入院年月日: 平成 31 年 4 月 8 日 今日退院年月日: 平成 31 年 4 月 16 日

主傷病名: C102 中咽頭側壁癌
入院の契機となった傷病名: J029 咽頭痛

予定・緊急入院区分: 1 予定入院

軽快: 9日

93 (4月請求分)
入1 2,797 × 4 = 11,188
入2 2,224 × 5 = 11,120
合計 22,308 × 1.1234 = 25,061

診療報酬明細書 (医科入院医療機関別包括評価用) 平成 31 年 04 月 分 県香

保険者番号: 1 医科 1 社保 1 単独 1 本入

氏名: 1男 3昭 27.11.14 生

分類番号: 03001x99x00x

診断群分類区分: 頭頸部悪性腫瘍 手術なし 手術・処置等2なし 定義副 傷病なし

傷病名: 頸部リンパ節転移 (ICD 10 C770)

今日入院年月日: 平成 31 年 4 月 22 日 今日退院年月日: 平成 31 年 4 月 24 日

主傷病名: C102 中咽頭側壁癌
入院の契機となった傷病名: M5422 頸部痛

予定・緊急入院区分: 1 予定入院

軽快: 3日

93 (4月請求分)
入1 2,797 × 3 = 8,391
合計 8,391 × 1.1234 = 9,426

入2 2,224 × 3 = 6,672
合計 6,672 × 1.1234 = 7,495